

(1) 税金

① 所得税

所得税は、その年の1年間（1月1日から12月31日まで）に得た、個人の所得（働いて得たお金）にかかる税金です。

払う方法

自営業の人は、自分で所得税の金額を計算して、払います。

次の年の2月16日から3月15日の間に、税務署で手続きをして、所得税を払います。（確定申告）

会社から給料をもらっている人は、会社が手続きをしてくれるので、自分で確定申告をしなくてもいいです。

毎月の給料から、所得税が引かれます。（源泉徴収）

2つ以上の会社から給料をもらっている人は、自分で確定申告をしなければなりません。

そのとき、それぞれの会社からもらった源泉徴収票（源泉徴収された所得税の金額など、くわしいことが書いてあります）が必要です。

医療費をたくさん払ったり、子どもが生まれて家族が増えた人は、税務署に確定申告すると、税金の一部が返ってくる場合があります。

源泉徴収票や確定申告の書類は、在留資格を更新するときに必要です。なくさないでください。

確定申告を自分でするのは難しいので、税務署の相談窓口に早く行って、相談してください。

★確定申告をするところ

8. 税金

いずみさのぎいむしよ
泉佐野税務署

でんわばんごう
電話番号：072-462-3471

☆^{さんこう}参考サイト

こくぜいちやう ぜい「じょうほう」
国税庁「税の情報」

<https://www.nta.go.jp/taxes/>

② 住民税（市民税・府民税）

1月1日の時点で、泉佐野市に住んでいる人は、住民税を払います。

その年の2月16日から3月15日までに、住民税の申告書を提出します。

次の人は、申告しなくてもいいです。

- 前の年に、給与や年金以外の所得がなかった人
- 所得税の確定申告をした人
- 前の年の所得が、泉佐野市の条例で決められている金額以下の人

払う方法

自営業の人は、泉佐野市から、「納税通知書」という紙がきます。4回に分けて、払います。

会社から給料をもらっている人は、毎月の給料から、住民税が引かれます。

年金をもらっていて、住民税を払わなければいけない人は、年金から、住民税が引かれます。（※例外あり）

★手続き・問い合わせ

泉佐野市役所 税務課

電話番号：072-463-1212（内線2131～2148）